

入 札 説 明 書

兵庫県公立大学法人 学術情報館業務委託

兵 庫 県 公 立 大 学 法 人

入札説明書

兵庫県公立大学法人学術情報館業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 委託内容

(1) 委託業務

兵庫県公立大学法人学術情報館業務委託一式

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月末日まで

(3) 業務の実施場所

神戸商科学術情報館	神戸市西区学園西町8-2-1
姫路工学学術情報館	姫路市書写2167
播磨理学学術情報館	赤穂郡上郡町光都3-2-1
姫路環境人間学術情報館	姫路市新在家本町1-1-12
明石看護学術情報館	明石市北王子町13-71
芸術文化観光専門職大学学術情報館	豊岡市山王町7-52

(4) 業務内容

神戸商科学術情報館、姫路工学学術情報館、播磨理学学術情報館、姫路環境人間学術情報館、明石看護学術情報館及び芸術文化観光専門職大学学術情報館における各種業務一式（別紙「仕様書」参照）

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) これまでに大学図書館における運営業務を過去3年間で30館以上受託契約し、誠実に遂行した実績を有すること。運営業務実績は、それぞれの館において「閲覧参考業務」（レファレンス業務、ILL・文献複写業務、カウンター業務等）、「図書・雑誌業務」（選書・発注業務、受入業務、整理業務、書架整備等）、「庶務業務」（庶務業務、各種統計業務、システム運用等）のすべてを受託する実績とする。なお、限られた時間などの断片的なものは、その実績に該当しないものとする。

3 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間及び申込書等の提出等

(1) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

本法人ホームページ（兵庫県公立大学法人>入札情報）に、令和8年2月9日（月）から同年2月24日（火）まで掲示する。（https://puc-hyogo.ac.jp/news_category/bid/）

(2) 提出書類

ア 申込書

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

ウ 前記2(5)の事実を確認するため、受託契約し業務を履行したことがわかる書類の写し（業務完了報告書、契約書等）及び受託契約先一覧表（様式任意）（「閲覧参考業務」「図書・雑誌業務」「庶務業務」のすべてを受託する実績であり、限られた時間などの断片的なものは該当しない。）

エ 業務従事者の日次、週次、月次、年次における配置予定計画

オ 返信用封筒（定型長3、110円分の切手貼付、返信先住所を記載）

※ 開札日の前日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応じること。

(3) 提出場所及び問合せ先

〒651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県立大学事務局 DX推進課（担当：安木）

電話（078）794-6062 FAX（078）794-5575

(4) 提出方法

直接持参または簡易書留による郵送

(5) 提出期間

令和8年2月9日（月）から同年2月24日（火）必着

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(6) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格の確認基準日は、上記(5)の最終日とする。

イ 申込者の競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月26日（木）までに、申込者に文書（入札参加資格確認通知書）で通知する。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年2月27日（金）から同年3月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(イ) 提出場所 上記(3)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対して、令和8年3月9日（月）までに書面により回答する。

(7) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 質問書提出期限及び場所等

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、文書（様式任意）で次により質問すること。
- ア 提出期限 令和8年2月10日(火)から同年2月27日(金)（土曜日、日曜日、祝日を除く）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- イ 提出場所 前記3(3)に同じ。
- ウ その他 文書は、持参、郵送又は電子メール等により提出するものとする。
- (2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間 令和8年3月6日(金)から同年3月10日(火)
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- イ 閲覧場所 前記3(3)に同じ
- ウ その他 回答書は上記イに示すものその他、電子メール等により通知する。

6 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月11日(水) 午前10時00分
- (2) 場 所 兵庫県立大学 神戸商科キャンパス 本部棟2F大会議室

入札書は、上記の日時及び場所に直接提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「件名」、「初度入札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和8年3月10日(火)午後5時までに3(3)の場所に必着のこと。

7 入札書の作成方法

- (1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 件名は、前記1(1)に示した業務名とする。
- イ 年月日は、入札書の提出日とする。
- ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。
- エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
- オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え、又は撤回することはできない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月9日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、前記2 (2)に定める物品関係入札参加資格者であれば、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、契約の相手方が過去2年間に法人、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他理事長が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、これを免除する。

9 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第52号）第48条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

11 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結期限日（令和8年3月17日（火）以降）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

12 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

イ 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

ウ 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

オ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(5) 虚偽の記載

申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。

(6) 暴力団排除

落札者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、契約締結時に下記内容の誓約書を提出すること。

ア 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は同条第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

イ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

ウ 上記ア及びイに違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(7) 法令遵守等

入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。